

自動車保険:ご契約を解約・内容を変更する場合の注意点

お客様の自動車保険契約において、解約またはご契約内容を変更する際にご注意いただきたい点について、ご案内申し上げます。お客様にとって重要な情報を記載しておりますので、該当する項目について必ずご確認ください。

ご契約を解約する場合

自動車保険においてご契約を解約する際にご注意いただきたい点について、ご案内申し上げます。

口座振替払、クレジットカード払または団体／集団扱でご契約いただいているお客さま チェック

解約後も保険料を請求(口座振替、クレジットカード請求または給与控除)することがありますが、説明を受け、ご理解いただけましたか？

1 解約手続きを行った時点で未払いの保険料がある場合

お支払いいただくべき保険料に未払い分がある場合は、解約後に保険料を請求させていただきます。この保険料が領収できないときは、ご契約を解除させていただくことがあります。この場合、ご契約の等級を新たなご契約に引き継ぐことができないことがあります。また、既に新たにご契約いただいた場合は、新たなご契約の等級を訂正し、差額となる保険料を請求させていただくことがありますのでご注意ください。

2 保険料請求の停止が間に合わなかった場合

口座振替・クレジットカード請求の停止が間に合わず、お支払いいただくべき保険料より多く引き落としされる場合があります。その場合は、後日保険料を返還させていただきます。

(注)口座振替払の場合は、振替月の翌月末に振替口座に返還させていただきます。クレジットカード払の場合は、振替月の翌々月以降にご登録のクレジットカードを経由して返還させていただきます(解約手続きの状況によっては、遅れる場合があります)。

(上記の例) ご契約期間の初日が1月1日のご契約(口座振替払)を5月20日に解約した場合

解約日は5月20日ですが、口座振替の停止月を解約日以降とする場合は、解約日以降の口座振替日にも保険料が引き落とされます。



お客さまのご契約保険料は 年 月分まで請求(口座振替) (クレジットカード払) (給与控除) されます。

(注)クレジットカード払の場合は、クレジットカード会社からのお客さまへの請求は翌月以降となる場合があります。

(注)団体扱/集団扱の場合は、上記スケジュールと異なります。詳細は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

他の保険会社または他の代理店に切り替えるお客さま チェック

解約後、新たに別の自動車保険をご契約される場合で、一定の条件を満たさないときは、ご契約の等級を新たなご契約に引き継ぐことができないことがあります。説明を受け、ご理解いただけましたか？

新たにご契約になる自動車保険のご契約期間の初日が解約日より前または解約日の翌日から起算して8日目以降になる場合や新たなご契約の記名被保険者、自動車種が解約前のご契約と異なる場合は、ご契約の等級を新たなご契約に引き継ぐことができないことがありますのでご注意ください。

(注)損保ジャパン日本興亜以外で新たにご契約になる場合は、取扱いが異なる場合がありますので、新たにご契約になる保険会社などにご確認ください。

ご契約の自動車を廃車・譲渡・返還などで解約するお客さま チェック

中断証明書を発行する必要はありませんか？

ご契約の自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、災害、記名被保険者の海外渡航などに伴い、一時的にご契約を中断される場合は、ご契約者からの請求により「中断証明書」を発行することができます。これにより一定の条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約や事故件数などに応じた所定の等級および事故有係数適用期間^{*1}を適用することができます。

(注1)原則として、ご契約の中断日(ご契約の解約日または満期日)の翌日から13か月以内に取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご請求がない場合は、「中断証明書」を発行することができませんのでご注意ください。なお、ご契約が解除された場合は「中断証明書」を発行することができません。

(注2)中断前のご契約のご契約期間の初日が平成24年9月30日以前の場合で、中断前のご契約に等級すえおき事故とノーカウント事故以外の事故があるときは、中断後の新たなご契約に対して「事故有」の割増引率を適用します。

ご家族(※2の①～③)内で複数の自動車保険をご契約されている場合、2台目以降の自動車と車両入替する必要はありませんか？

ご契約の自動車を廃車・譲渡・リース業者へ返還される際、所定の条件を満たす自動車を他に所有されている場合は、2台目以降の自動車と車両入替し、ご契約の自動車の等級を引き継ぐことができる場合があります。

(注)等級を引き継ぐ場合は、所定の事故有係数適用期間^{*1}も同時に適用します。

記名被保険者またはご家族^{*2}で複数の自動車保険をご契約しているお客さま チェック

解約されるご契約に「人身傷害車外事故特約」「ファミリーバイク特約」「弁護士費用特約」「個人賠償責任特約」のいずれかが付帯されており、2台目以降の自動車保険にこれらの特約を付帯していない場合、ご契約を解約することによりご家族^{*2}に対する補償が削除されます。2台目以降の自動車保険に補償を追加する必要はありませんか？

(注)ご契約の保険始期日や保険会社によっては、補償内容または特約名が異なりますが同様にご確認ください。

次の例のように、**契約①**の解約により車外の補償がなくなってしまうケースがあります。**契約①**を解約する場合はご家族^{*2}に必要な補償を踏まえて、**契約②**へ補償・特約を追加するべきか確認してください。

(例)ご契約の自動車の解約が発生した場合 ～人身傷害車外事故特約～

契約① 人身傷害保険(人身傷害車外事故特約あり)

車外の補償あり



契約② 人身傷害保険(人身傷害車外事故特約なし)

車外の補償なし(搭乗中のみの補償)



車外の補償あり



車外の補償なし(搭乗中のみの補償)



契約①が解約されると、**契約②**には「人身傷害車外事故特約」が付帯されていないため、車外の補償がなくなってしまいます。引き続き車外の補償を希望される場合は、**契約②**に「人身傷害車外事故特約」を付帯する必要があります。

※1「事故有係数適用期間」とは、事故があった場合に「事故有の割増引率」を適用する期間(ご契約期間の初日時点における残り適用年数)を示すものとしてご契約ごとに設定するものをいいます。
 ※2ご家族とは次の範囲の方をいいます。① 記名被保険者 ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居のご家族 ④ ①または②の別居の未婚のお子さま

ご契約内容を変更する場合

自動車保険契約においてご契約内容を変更する際にご注意いただきたい点について、ご案内申し上げます。

車両入替

チェック

■ 車両入替後のご契約の自動車について、次の内容は正しく設定されていますか？

- 車名・初度登録年月(または初度検査年月) ●型式(料率クラス) ●用途車種 ●使用の本拠地 ●使用目的 ●車両所有者 ●福祉車両割引
- 新車割引【用途車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の場合】 ●エコカー割引【電気自動車・ハイブリッド自動車・圧縮天然ガス自動車(CNG車)の場合】

■ 車両保険の契約タイプ(「一般条件」「車対車・限定危険」「限定危険」「車両保険なし」)はご意向にそっていますか？また、車両保険ありの場合は、車両保険金額が適正な金額であることを確認しましたか？

記名被保険者の変更

チェック

■ ご契約の自動車を主に使用する方が記名被保険者欄に正しく設定されていますか？

記名被保険者が個人のご契約では、記名被保険者の年齢に応じて保険料が算出される場合があるため、記名被保険者の生年月日を必ず記載してください。

■ 変更後の記名被保険者の運転免許証の色・次回免許更新年月は正しく設定されていますか？

■ 運転者年齢条件の設定はご意向にそっていますか？

記名被保険者が個人の場合は、ご家族(※2の①～③)内でご契約の自動車を運転される最も若い方(個人事業主の場合は、業務に従事する使用人も含めて最も若い方)の年齢に合わせて設定する必要があります。

■ 運転者限定特約の設定(「設定なし」を含みます。)はご意向にそっていますか？

運転者年齢条件・運転者限定特約の追加・削除

チェック

■ 運転者年齢条件の設定はご意向にそっていますか？

記名被保険者が個人の場合は、ご家族(※の①～③)内でご契約の自動車を運転される最も若い方(個人事業主の場合は、業務に従事する使用人も含めて最も若い方)の年齢にあわせて設定する必要があります。

■ 運転者限定特約の設定(「設定なし」を含みます。)はご意向にそっていますか？

(注1) 運転者年齢条件もしくは運転者限定特約のどちらか一方を変更する場合は、もう一方の変更が必要ないかご確認ください。

(注2) お車を増車する場合にも、運転者年齢条件・運転者限定特約の設定がご意向にそっているかご確認ください。

補償が重複する可能性のある補償・特約の追加・削除

チェック

ご家族※2で複数の自動車保険をご契約している場合で、「人身傷害車外事故特約」「ファミリーバイク特約」「弁護士費用特約」「個人賠償責任特約」を追加または削除するときにご確認ください。

■ <補償・特約を追加する場合> 上記の補償・特約を追加することにより、ご家族※2に対する補償内容が、2台目以降の自動車保険と重複することがあります。補償内容はご意向にそっていますか？

■ <補償・特約を削除する場合> 2台目以降の自動車保険に上記の補償・特約を適用していない場合、補償・特約を削除することにより、ご家族※2に対する補償が削除されます。2台目以降の自動車保険に補償を追加する必要がありませんか？

(注1) 個人賠償責任特約については、自動車保険以外の保険商品(火災保険や傷害保険など)にも同様の補償・特約があります。自動車保険以外の保険商品に「個人賠償責任特約」を付帯している場合は、補償範囲や保険金額が異なることがありますので、自動車保険における同特約の削除の要否を十分ご確認ください。

(注2) ご契約の保険始期日や保険会社によっては、補償内容または特約名が異なりますが同様にご確認ください。

契約者名の変更

チェック

■ 以下「個人情報取扱いに関する事項」を確認してください。

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うために利用するほか、下記①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパン日本興亜が、上記業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ② 損保ジャパン日本興亜が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
- ③ 損保ジャパン日本興亜が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があること。
- ④ 損保ジャパン日本興亜が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、その企業が取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

損保ジャパン日本興亜の個人情報保護宣言、グループ企業や提携先企業、等については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。

お問い合わせ窓口

損保ジャパン日本興亜 カスタマーセンター

電話番号 **0120-888-089**

受付時間 平日 午前9時～午後8時
土日祝日 午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

- ★ご契約の内容は、自動車保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定めます。
- ★このチラシの詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-3111
<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先